

一般社団法人北九州市立大学同窓会旅費規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人北九州市立大学同窓会(以下「本会」という。)の役員、支部長、代議員及び本会事務局職員(以下「役職員等」という。)並びに役職員等以外の者が、会務のため出張する場合に支給する旅費について必要な事項を定める。

(旅費の支給)

第2条 役職員等が出張した場合には、旅費を支給する。

2 役職員等以外の者が本会の依頼に応じ用務のため出張した場合には、その者に対し旅費を支給する。

(出張命令等)

第3条 次の各号に掲げる出張は、当該各号に掲げる区分により出張命令権者の発する出張命令または出張依頼によって行わなければならない。

- (1) 前条第1項の規定に該当する出張……出張命令
- (2) 前条第2項の規定に該当する出張……出張依頼

2 前項に規定する出張命令権者の区分は、別表1のとおりとする。

(旅費の種類)

第4条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、日当及び宿泊料とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道使用について、路程に応じ旅客運賃などにより支給する。
- 3 船賃は、船舶使用について、路程に応じ旅客運賃などにより支給する。
- 4 航空賃は、航空機使用について、路程に応じ旅客運賃などにより支給する。
- 5 車賃は、陸路(鉄道を除く。以下同じ。)出張について、陸路に応じ 1 キロメートル当たりの定額または実費額により支給する。
- 6 日当は、出張中の日数に応じ 1 日当たりの定額により支給する。
- 7 宿泊料は、出張中の夜数に応じ 1 夜当たりの定額により支給する。

(旅費の計算)

第5条 旅費は、もっとも経済的な通常の経路及び方法により出張した場合の旅費により計算する。ただし、会計上の必要又は天災その他やむを得ない事情によりもっとも経済的な通常の経路又は方法によって出張し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第6条 旅費計算上の出張日数は、出張のために現に要した日数による。

(鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃)

第7条 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の額は、別表2に定めるところによる。

(自家用車による出張の旅費)

第8条 役職員等が旅行命令権者の承認を受けて、自家用車を使用して出張した場合は、第4条第5項の規定による車賃を支給する。

(日当及び宿泊料)

第9条 日当及び宿泊料の額は、別表3に定めるところによる。

(勤務地内出張の旅費)

第10条 勤務地内において出張する場合の旅費は、交通費の実費とする。

(委任)

第11条 この規則の出張について必要な事項は、一般社団法人北九州市立大学同窓会会長（以下「会長」という）が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日 から施行する。

この規則は、令和7年4月1日 から施行する。

この規則は、令和7年9月26日 から施行する。

別表1(第3条関係)

区分	旅行命令権者
理事、代議員、支部長	会長
事務局長	
役職員以外の者	
事務局長を除く職員	事務局長

別表2(第7条関係)

	区分	運賃		急行料金等
鉄道賃	運賃の等級を2階級に	県外出張(近距離の出張を除く。)の場合	下位の等級の運賃	(1) 次の区分に応じた急行料金 ア 特別急行列車を運行する路線による出張で片道 100 km以上のも

	区分する経路による出張の場合	近距離の出張及び県内出張の場合	下位の等級の運賃	のの場合…特別急行料金 イ 普通急行列車を運行する路線による出張で片道 50 km以上の場合…普通急行料金又は準急行料金 (2) 座席指定料金を徴する特別急行列車を運行する路線による出張で片道 100 km以上のもの場合 …座席指定料金
	運賃の等級を設けない線路による出張の場合		乗車に要する運賃	
船賃	運賃の等級を3階級に区分する船舶による出張の場合		中位の等級の運賃	(1) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合…座席指定料金
	運賃の等級を2階級に区分する船舶による出張の場合		下位の等級の運賃	
	運賃の等級を設けない船舶による出張の場合		乗船に要する運賃	
航空費		実費		
車賃		1キロメートルにつき37円	電車又は乗合自動車による出張の場合又は業務上の必要又は天災その他やむをえない事情により定額の運賃で出張の実費が出来ない場合 定額に代え、その実費	

備 考

- 1 新幹線の利用が可能な場合は、100km未満の場合でも鉄道賃の欄(1)アの特急料を支給する。
- 2 航空機の利用は、沖縄、四国及び関東以北の旅程において、陸路より移動時間が短縮できる場合とする。
- 3 この表及び次号の表において、近距離の旅行とは、鉄道 100km 未満、水路 50km 未満、陸路 25km 未満の旅行をいう。鉄道、水路、又は陸路にわたる出張については、鉄道 4km、水路 2km をもってそれぞれ陸路 1km とみなす。

4 運賃の実費は、出張者の居住の最寄りの駅より出張先の最寄りの駅までの運賃とする。

別表3(第9条関係)

区分	日 当		宿泊料
	県外出張	県外出張以外	
理事及び代議員	3,000 円	1,500 円	13,500 円
役職員以外の者	3,000 円	1,500 円	13,500 円
事務局長及び職員	3,000 円	1,500 円	13,500 円

備 考

- 1 関西以西の旅程については、以下の場合を除き宿泊は認めない。
 - (1) 旅程の前後で同窓会に係る業務があり、宿泊が必要となる場合
 - (2) 臨時代議員会の翌日に総会・懇親会が開催される場合
 - (3) その他、会長が必要と認める場合
- 2 北九州市内の出張については、会長が別に定める。